

令和5年1月 第1回本山町議会臨時会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和5年1月25日(水)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 建設課長 前田 幸二 まちづくり推進課長 田岡 明
病院事務長 佐古田敦子

8. 議事日程

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定

日程第3. 議案第1号から議案第5号一括上程並びに提案理由の説明

日程第4. 議案第1号 本山町特別会計設置条例の一部を改正する条例

日程第5. 議案第2号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6. 議案第3号 本山町通所リハビリテーション設置条例の廃止について

日程第7. 議案第4号 令和4年度本山町一般会計補正予算(第10号)

日程第8. 議案第5号 工事請負契約の変更について

午前 9 時 開会

~~~~~

○議長（岩本誠生君）おはようございます。10年に1回の大寒波の襲来という事で心配をいたしておりましたが、雪の方は今のところ大丈夫なようで御座いますし、足元の悪い中をご出席を賜りまして令和5年第1回本山町議会臨時会を招集にあたり町長の告示に従いご出席を賜りまして臨時会が出来ますことを厚く御礼申し上げます。ただ今の出席議員は10名で定足数に達しております。これより令和5年第1回本山町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩本誠生君）日程第1、今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条規定により、8番大石教政君、9番吉川裕三君を指名いたしますので、両名はご了承を願います。

~~~~~

**日程第2 会期の決定**

○議長（岩本誠生君）日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日と決定をいたしました。

~~~~~

日程第3 議案第1号から議案第5号一括上程並びに提案理由の説明

○議長（岩本誠生君）日程第3、議案第1号から議案第5号を一括上程します。事務局に議案名を朗読させます。事務局長、泉祐司君。
○事務局長（泉祐司君）（議案名 朗読）
○議長（岩本誠生君）朗読を終わります。町長より提案理由の説明を求めます。町長、澤田和廣君。
○町長（澤田和廣君）皆さんおはようございます。本日、議員の皆様にはお繰り合わせの上、出席を頂きまして令和5年第1回本山町議会臨時会が開催されます事を熱く御礼を申し上げます。開会にあたりまして一言挨拶を申し上げます。新年が明けまして早く

も一月の後半となって参りました。議員の皆様にはご家族おそろいで良い新年をお迎えることと存じます。本年もどうかよろしくお願ひいたします。今、議長の方からもお話がございましたけれども日本付近には強い冬型の気圧配置となりまして、この冬一番の寒気がながれ込んでおります。今日、明日を中心に10年に一度程度の低温になるという予報が出ております。路面の凍結による交通事故や水道管の破裂には、十分気を付けて頂きたいというふうに思います。さて、新型コロナウイルス感染症は現在8波の中にありますが医療の現場もひっ迫しております。県の対応目安も対策強化が続いております。一方では国では新型コロナウイルス感染症の、感染症法の位置づけを2類から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げるという方針を示しております。入院勧告等や行動制限はなくなる一方で、経過措置も検討はされておるようではございますけれども医療費の自己負担が生じることとなります。本年は新型コロナウイルス感染症への対応について、大きな転換点と転換期になるというふうに思います。住民の皆様にとって安心安全な医療の確保につながる様、そして医療のひっ迫を防ぐような見通しになるという事を願っております。続きまして今回提案いたしました議案は条例議案が3件、補正予算が1件、工事請負契約の変更が1件の計5件でございます。

(提案理由の説明)

○議長(岩本誠生君) 以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 議案第1号 本山町特別会計設置条例の一部を改正する条例

○議長(岩本誠生君) 日程第4、議案第1号本山町特別会計設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。総務課長、田岡学君。

○総務課長(田岡学君) (補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。質疑を行います。

質疑は、ありませんか。3番、永野栄一君。

○3番(永野栄一君) 特別会計設置条例の一部を改正する条例という事で提案されておりますけれども、そもそもなぜ特別会計をやめて病院というか業務にするかという理由について説明を求めたいと思います。

○議長(岩本誠生君) 病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長(佐古田敦子さん) 永野議員の質問に対しお答えいたします。そもそも通所リハビリテーションというのは他の自治体を見て頂ければわかるんですが病院が運営しているところがほぼほぼです。それをうちの自治体は開設当時に特別会計として別に運営をするというふうになっておりました。それを病院に一番近いところにある通所リハビリテーションでありますし、今回本庁舎があちらに移転するのも併せまして病院事業の方に本来そちらの方が正しいという事で取り込むという事に決めました。以上で

す。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑はありませんか。8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）おはようございます。病院へ引き継ぐという事ですが、今の職員の人とか待遇なんか変わらずにやっけていけるんか。また、その利用者なんかの人も今まで通りやっけていけるんか。病院の経営によってはまた、いろんな影響が出てきたりいう心配がないんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子さん）今までにうちの方、リハビリテーションの方に来ていただいている会計年度さんであるとか職員であるとかという職員は引き続き同じ形になります。それと利用者の方も引き続き同じ形でただ変わってくるのは特別会計の中から病院事業会計の方に会計上のお金の出入りが動いていくという事になるかと思えます。その他、色々なところで何か支障がある事はございます。以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑はありませんか。9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）お伺いうたします。同会計に属する財産という事で、先程総務課長は備品を言われましたが、まず現在の保健福祉センターの建物はどうなるのか。これは例えば本山町の持ち物であって病院の方に貸し出すのか。それと通所リハビリの車、自動車については扱いはどうなるのか。この二点についてお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）吉川議員の御質問にお答えします。建物につきましては本山町が所有して貸し出すという事にしております。又、車両につきましても通所リハビリテーションとして利用していただく様にしていきたいと考えております。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）それではお伺いします。現在の保健福祉センターを病院に貸し出す。この場合にはその建物の維持管理をしていく指定管理料というのは発生するのか。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）町の事業でありますし、指定管理をするという考えはございません。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子さん）通所リハビリテーションの設置者は本山町長澤田和廣になります。ということから本山町で行う事業になりますのでそれは同一で考えていいかと思われま。

○議長（岩本誠生君）（「はい。3回目」の声あり）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）という事は建物の修繕が発生した場合は病院会計の中で修繕をせずに本山町の事業として修繕を行うという考えでよろしいんでしょうか。再度お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）建物の修繕につきましては本山町で管理、そして修繕はしていく事になります。（「はい。わかりました。」の声あり）

○議長（岩本誠生君）はい。他に質疑ありませんか。

質疑無いようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申し出はありませんか。

討論なしと認めます。

議案第1号 本山町特別会計設置条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第1号 本山町特別会計設置条例の一部を改正する条例に賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第1号 本山町特別会計設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5 議案第2号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第5、議案第2号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子さん）（補足説明）

（「日というのが抜かっているのは議長の方でお取り計らいをお願いいたします。」の声あり）

○議長（岩本誠生君）補足説明が終わりました。ただ今の議案中、附則の施行日令和5年4月1日の日が抜かっておりますが、これは簡易的な修正・訂正でありますので議長の方から修正することでご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）それでは4月1日という事で修正をお願いします。訂正をお願いします。

補足説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑は、ありませんか。9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）訪問看護ステーションは非常に住み慣れた地域にそのまま暮らしたいという方にとっては非常に重要な施設ではないかと思いますが、ただ採算面から言いますと以前訪問看護ステーションをしている民間の病院等でも採算が合わないという事で休止している様なところも一部、高知市でも見受けられます。そういった中でこの事業が仮に赤字になった場合の損失補填については本山町の方であるのかどうかということについて一点お伺いします。また、もう一つ、本山町の現在特別会計であります通所リハビリテーション事業につきましては設立以来、確か一度も黒字になったこと

がない事業であるというふうに認識をしております。この赤字事業を病院会計の方で引き受けるのであればこの部分の赤字についてはどのようなお考えかについてこの以上、二点についてお伺いします。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子さん）吉川議員の御質問にお答えいたします。訪問看護ステーションにつきましては確かに本山町におきましても赤字という採算が採れないといった事業になっております。その為に過去に廃止したという経緯もございます。しかしこの訪問看護ステーションを今回立ち上げた理由の中に地域包括ケア病床中の地域包括システムを構築するにあたっての必須となっておりますので赤字覚悟でそちらの方は設置すると今後広報等通じて本山町の嶺北中央病院が訪問看護をして行くというふうにもいろいろと周知をして、少しでも件数を増やしていきたいという事になります。その為、赤字覚悟と言いますかそれは病院の資本的収支の・・・収益的収支の中の診療報酬等の中からの出になると思います。又、次に申されました通所リハビリテーションにつきましては現在、特別会計の方でも赤字の方は、一般会計からの繰出金で賄ってるところです。それは今後も引き続き本山町の一般会計の方から繰り出して頂くようになっております。以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三君。

○9番（吉川裕三君）今、病院の事務長の方から答弁がありましたが執行部としては町長にこの件再度お伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。通所リハビリテーションにつきましては現在も設置者本山町長という事ではなくてはならない施設でございます。中々、採算的に見ると非常に厳しいところもございますけれども、一般会計で補填をしておりますけれども病院事業会計に移ったとしてもその事業費不足分については一般会計で補填していくという事になります。

（「はい。わかりました。」の声あり）

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。他に質疑ありませんか。8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）訪問看護ステーション、訪問看護は非常に必要とされておると思われます。その一方で家とか密室のところへ1人で行ったりして色々介護に行く人なんかも非常にリスクが高い場合もあったり本町ではないと思われませんが色々、全国的にはそういう傾向なんかもあったりして中々訪問看護に行く人なんかも少なくなったりしており、パワハラとか色々あったりもする場合もあったりするんで日頃からやっぱりサービスを受ける人とか色々非常に広報活動とか十分にせんと中々立ち上げていく人材とかが、なかなか増えなかっていけないんで日頃から周知、広報活動とか場合によったら複数で行ったりとか、運営上において経費もかかってくる場合もあると思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）えっ・・・あの・・・（はい）の声あり）病院事務長、佐古田敦

子さん。

○病院事務長（佐古田敦子さん）大石議員がご心配されるようにこの介護の…介護とおっしゃられましたけれどもうちは訪問看護で主に看護師が訪問して医療を提供する。若しくは、今回は介護診療の方で算定されるんですけれども看護師が行く事業になりますんで、又、介護につきましては別の事業になろうかと思えます。広報につきましては先ほども言いましたけれどもやはり新しい新規事業になりますと様々なところに広報して少しでも利用していただけるようにやっていきたいと考えております。看護師は2.5人を配置する予定です。以上です。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）訪問看護でも非常に全国的に色々な問題も起きておるんで、そこを本町もやはりしっかりとらえて働く人が看護に行く人が安心して看護に行けるような体制とかやっていかんと中々、今看護なんかでも一般の看護でも人材が中々、集まりにくい状態なんでやっぱり事業所を立ち上げて、いく人間とかやっぱりいきやすいような環境にしていくのが本当、大事やないかと思えます。その為には訪問看護の周知徹底とか普段から勉強会とか、色々訪問介護来てもらいゆ人なんかもやはり病気とかつらい面があったら看護にきちゅう人にあたりたりする場合もあるかもわからんでそういうところをお互い勉強して理解しおうていくのが非常に大事ではないかと思えます。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）あの・・・質疑ですんでね…

○8番（大石教政君）あの、ほんで質問しゅうが、質問。

○議長（岩本誠生君）みように・・・ちょっとこの・・・そこら辺が・・・質疑、まっ、質疑という事ですんで…病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子さん）訪問看護の事業はそもそも初めての事業ではなく、本山町立国民健康保険嶺北中央病院地域医療サービス事業運営規程というのがあります。その中でやはり今おっしゃっているような在宅において療養に至っている患者さんに対して通院が困難なものに訪問の方法によって看護を行う若しくはリハビリも行うというような規定がございます。その中ではうちの職員が嶺北中央病院の看護師資格を持ったもちろん看護師が職員の中の2.5人をそこに配置するということがありますのでそれを合わせて今回、来年度に向けての採用試験で増員も致しました。と言うことから人の配置についても考えたりとか、今までやっている訪問の看護を訪問看護ステーションと言う外枠がちょっと変わってくると言う事になりますので今まで全然無かった事業ではありません。それを継続してさらに大きくしていくという事は目的ですので、そちらの様々な勉強会などもしておりますので、また続けて内容の濃いものにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）すみません。ちょっと基本的な事をお伺いしたいんですが。この訪問介護という（「看護…」の声あり）看護ですね。訪問看護ということについては本

山町だけに限られるんですか。それとも嶺北全体を意識してとらえられてるんでしょうか。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子さん）条例の下に規定の若しくは規則等を設置するわけなんですけど、そちらの方で嶺北・・・本山町、土佐町、大豊町、大川村を対象とするというふうに、うたっておる・・・うたう予定です。以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）そうなってくるとやはり3町村1村の協力を得ないとなかなか運営というものは厳しいと思います。町長にお願いしたいんですが、そういった面も3町1村…2町1村他の2町1村にしっかり働きかけて経費の面も補助していただけるような形の事をご提案して頂けたらと思うんですが。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。この嶺北中央病院は本山町だけではなくて嶺北ではなくてはならない公立病院という位置づけを私も思っております。当然、通院、入院を含めまして本町だけでなくて嶺北、本山町以外の2町1村の方も入院されておりますし、大川村には診療所がございますので、そういった運営もされております。これは訪問看護ステーションだけではなくて今後の嶺北中央病院の運営の長期的に見ても非常に重要な問題になってきますので、この看護、当然この訪問看護ステーションは診療報酬の中で点数でありますけれどもこれだけをとらえるのではなくて将来の嶺北中央病院についてはこれは短期的な展望では多分難しいだろうと思いますけれども、嶺北中央病院の将来的な展望の中で嶺北でこの病院、他の市町村からの応援についてもですが、それから県とか国の応援、当然要請していくという事が必要になってくると私は考えております。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）はい。ありがとうございます。昨年そうですね、公立病院として嶺北唯一の公立病院としてコロナの関係の患者さんを他町からも受け入れたという実態も私、存じ上げております。他の私立病院ではコロナ関係の患者さんを受け入れるということについては非常に外来のお客さんに対して外来の患者さんが減るという事、そういったこと意識されてなかなか受け入れてくれない。そんな中で嶺北中央病院がしっかりと公立病院としての役割を果たしてきたという事をしっかりとですね、2町1村、県や国にしっかりとアピールしていただいてこの訪問看護システムがしっかりと立ち上がるように是非、PRしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。確かにコロナ対応では昼夜なく、それから土日もなく対応してきたと言う経過もございまして本当に大変な状況かと、なおかつ嶺北外からの入院される方もおられました。そういった調整も県の方からも調整がかかって依頼を受けてそういった対応もしております。ご指摘の対応について今後も取り組んでまい

ります。

○議長（岩本誠生君）他に質疑はありませんか。6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）先程から色々な、熱心な議論しておりました。2点ほど確認したいと思います。（「マスクのけて」の声あり）1つは訪問看護のあり方なんですが、当然これ、土日関係なく24時間体制であるんだと思います。どういう体制でやるんかという、確認でございます。それと先ほどから嶺北の中で唯一の公的医療機関のお話が出てきてましたが当然その自宅療養する場合はそれぞれの自治体で色々な情報提供受ける必要があるかと思えます。医療機関から退院されてそういう様な情報をどの様に把握していくか、今お考えになつとる情報把握の体制づくり。そういうふうなものがあればあわせてご意見お伺いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君）病院事務長、佐古田敦子さん。

○病院事務長（佐古田敦子さん）訪問看護ステーションの運営時間と言うのは既定の中で盛り込んでいこうと思っているんですけどやはり24時間救急病院でもありますし、急変があった場合には受け入れも色々出来るという事もありますので今のところ考えているのは8時30分から5時15分の平常の時間帯、土曜日、日曜日は訪問看護ステーションは運営しないという規定になっております。現在依頼しております業者がおりましてそちらの方では24時間の訪問看護をするところもあるんですけども現在設置、立ち上げていこうという訪問看護ステーションは勤務時間帯にやるというふうに考えております。訪問看護の様々な情報なんですけれども本山町は訪問診療も行っています。訪問診療行うことによってそこからのこの人に対しては訪問看護必要であると、ほかの病院からもやはりもちろん色々情報も来るんですけどもケアマネとかそういうところの本山町にいるグループがあつてそこからも情報が入ってきますので、その方には訪問看護は必要じゃないかという情報は来ます。そういうところから情報頂きながら運営になろうかと思えます。以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男君。

○6番（上地信男君）ありがとうございます。以前、訪問看護ステーション運営しとった経験もあろうかと思えますがそれから言えば段々と地域の特性も替わつて来とります。地地縁も変わつて来とります。そういう様なニーズも把握しながら今後、将来的なもの十分煮詰めてきちんとした運営が出来るようなサービス提供を強く要望しときます。以上です。

○議長（岩本誠生君）はい。そういうことで答弁しますか。（「いいです。」の声あり）いいですか。はい。他に質疑ありませんか。

質疑ないようでありますのでこれをもって、質疑を終結します。

討論の申し出はありませんか。

討論なしと認めます。

議案第2号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。この表決は、起立によって行います。

議案第 2 号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。 全会一致であります。

したがって、議案第 2 号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 6 議案第 3 号 本山町通所リハビリテーション設置条例の廃止について

○議長（岩本誠生君）日程第 6、議案第 3 号 本山町通所リハビリテーション設置条例の廃止についてを議題とします。

補足説明を許します。総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これより質疑を許します。

質疑は、ありませんか。

質疑ないようですのでありますので質疑を終結します。

討論はありませんか。討論なしと認めます。

議案第 3 号 本山町通所リハビリテーション設置条例の廃止についての採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第 3 号 本山町通所リハビリテーション設置条例の廃止についてに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第 3 号 本山町通所リハビリテーション設置条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 7 議案第 4 号 令和 4 年度本山町一般会計補正予算（第 10 号）

○議長（岩本誠生君）日程第 7、議案第 4 号令和 4 年度本山町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。

補足説明を許します。総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

総括質疑を後に回して先に逐条質異議を行います。

まず、逐条質疑 歳入 10 款 地方交付税について、質疑はありませんか。

歳出に移ります。

歳出 2 款 総務費について、質疑はありませんか。8 番、大石教政君。

○8 番（大石教政君）総務費の中の 15 番地域情報通信施設整備事業、まああの告知端末 112 万 5 千円という事ですが、今告知端末はどれくらいあの予備とあってこれでまた何台入れるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員の御質問にお答えします。今回購入するものにつきましては 40 台の端末機と配線等の備品類 40 個相当を考えております。現在の在庫につきましては 20 個程度でありましてだんだんと機械も古くなってきておることから修繕の申込みがありますけれども新年度予算でしてございましたら中々間に合わないということから年度内に修繕できるものは対応できるものはしていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に総務費はありませんか。3 番、永野栄一君。

○3 番（永野栄一君）6 頁の 14 目、感染症対策費の中の P C R 検査費の委託…検査委託料が 210 万ほど減額されてるんですが、まだ 3 月までであるのに今の時期になぜこの検査委託料を減額されるのかをちょっと説明を求めたいと。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）一定これまでの検査委託料の推移を見ながら委託する数回分を残しておりますけれども大きく検査をするというようなことがないということから今回残りそうだと思う金額についての減額をするものであります。

○議長（岩本誠生君）3 番、永野栄一君。

○3 番（永野栄一君）後、そしたら検査できるその件数というのはどれくらい残っておられるんですか。ここで見ると何か全て検査委託はここで辞めるというイメージを、検査をできる様な体制を整っておるんでしょうか。確認で。

○議長（岩本誠生君）予算がないから出来んという事はないんかという事で…町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。一応予算は全額落としてませんので残額ですね、今後 3 月末までに P C R 検査が必要な場合にはその予算については一定確保しておりますので何人分というのはすみません手元にはすぐわかりませんが、今回なぜこういうふうに落としたり組んだりというのは、コロナの交付金は年度内執行が必要になって参ります。このまま予算を残して残になってしまいますとですねえ、返還しないといけなくなりますので、一定この時期に見直しをかけて後の款に、款項でもでてきますけれども他の事業もありますけれども一定この事業費の見通しを立てて不用になって返還することのないように、これは事業執行していきたいというのがありまして今回コロナの交付金については見直しをかけたところがございます。未だ、2 カ月余りありますので少しの事業費の揺り動かしというのは 3 月補正、3 月議会での定例会での補正なんかも見込みではありますけれども 3 月執行、3 月末までの執行となると今回補正を組んどか

ないとなかなか執行期間がなくなるという事がございまして、全部のコロナの交付金で充当しておる事業について今回見直しをかけようと、一応見直しをたてたうえで有効な活用をしていこうという事で予算を組み替えたものでございます。なお、どうしてもPCR検査を、いわゆる第8波、今少し落ち着きつつありますけれどもまた感染拡大すると言うときには緊急の場合には専決をしなければならないという事があるかもしれませんし、場合によっては予備費を充当させて頂くという事があるかもしれませんけれども今の見直しの中では一定予算は残したうえで組み換えをしておりますので対応は出来るというふうに考えています。以上です。

○議長（岩本誠生君）3番、よろしいですか。（「はい」の声あり）よろしいですか。はい。5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）導入時のことはよくわからないんですけどもこの通信設備ですよ、この機械というのはすみません、6番の6頁の企画費の15地域情報通信整備の備品の関係ですけど、導入時の経緯というのは分からないんですけども通信料というのはどこでもどんだん安くなっていますし、機器もどんだん改良されてよくなっています。そういったものをずっとこの今の形のものを継続して使用していくのかどうか。そういったことも含めて検討されているかどうか。新しいものに変えていくとか安い物に変えていくとかといったものが出来ない物のか、今の形の物備え付けの物をずっと使い続けていくのか、将来的にも使っていくんかという事検討されているかどうかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）ご指摘の通りこういった装備品と言ったものは高いですし、内容によってはだんだんと値が上がってくるというようなものです。ご指摘のとおり安価です。同じような対応である物があればそれに代えていくようなことは当然であります。この告知端末の取組みにつきましては、土佐町と本山町で共同で実施をしてきた経過もあります。今後、安価で機能が変わらない物があればだんだんそれに代えていくというようなことは検討していきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）この6頁の先ほど言った15番なんですけれどもこの地域情報の告知端末は何年か前に本山町は地区をあげてしましようという事でやりました。それでその時に設置してないところとしていたところがありまして、今設置をその導入した時には設置をしたら何か無料で多分出来たんじゃないかと思っております。でその後設置してない家庭・・・世帯が大分あるんじゃないかと思われまして。その時にもし、今度告知端末をちょっと付けたいと、設置したいと言った場合になんか前に聞いたところでは何万円位いるという様な事、言っていましたけど現在そのどんなになってるんか。もし今、設置してない所に設置したいという事になれば、今後どのようにしてくかお聞きします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）これは設置を始めた時から新設の設置については、町の負担で設置をしております。ただ、お客様の都合でどうしても工事を伴います宅内の移転とかいう時には、一定その工事費内なりを頂く場合がありますけれども新設でやる場合につきましては町負担で実施をしております。（「あっわかりました。ありがとうございました。」の声あり）

○議長（岩本誠生君）他に総務費ありませんか。では、次いきます。

歳出の5款 農林水産業費について質疑はありませんか。なし・・・8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）農林水産費の6～7にかけての農業肥料及び畜産飼料高騰対策支援事業の中で補助金440万とか減額になっておるんですけどこれはやはり非常にいい補助金でなかったかと思われませんが、どういう事で減額になったんかお伺いします。それと、説明の23の営農継続支援事業で476万3千円が今度追加になるんですけど、肥料なんかの分でも非常に期限が短かったりもしよったんですけど、ある程度期間というか余裕はあるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）大石議員の質問に対しまして答弁をさせて頂きたいと思えます。まず農業肥料及び畜産飼料高騰対策の事業につきまして、これに対する補助金が440万減額になっておる理由であります。本事業につきましてはこの1月末が申請期限となっております。今週に入りまして大変申請が多く来ておる状況であります。当初の予算の計画では町内160経営体。これ3反以上の農地面積をお持ちで販売農家さんが160経営体と言う事で想定しておりました。平均約30万円の肥料代等の補助が出るという事で計算をさせて頂いておりました。現在までの結果集計をとってみますと畜産農家さんにつきましては毎日の飼料代という事で、大変多くの飼料代等の経費です。上限の50万に達するケースが多くみられておりますけれどもその他の農家のケースにつきましては平均の30万に届かない状態。20万くらいに推移しておると言う事で、当初の想定よりも若干補助額が平均的な補助額が低くなってきておると言う事で想定して今後の見通しを立てて440万の減額で足るのではないかという事で、それで減額をさせて頂いております。それと農業継続支援事業で、こちらのプラスの440万円という事で予算を追加をさせて頂いておりますが、これにつきましては機械の修理代、修繕でありますとか、認定農業者等の基幹の農家さんへの新しい農機具、これは規模を拡大するとか省力化を図るといような目的の機械に対する助成の方の事業が非常にこちらの方が逆に申請件数が当初の見通しが多かったという事で予算の組み替えでこちらの方へ組み換えを行った次第であります。なお、申請の日数が短いんじゃないか先ほど言いました。肥料代は1月末とさせて頂いておりますけれども一定3月末までに事業効果あらわさなければならぬ事業でありますので1月末の見込みです。え今回の様なケースで事業の進捗によっては予算の配分の組換えをする必要があるということも想定されておりましたのでこの時期に一定申請期限とさせて頂いた次第であります。以上、答弁とさせて頂きます。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり予算付けて補助金とかやっぱりこう、有効に届くようにせんとやはり期限が短かったら短いなりに説明とか充分にして有効に利用できるせつかくの補助金がやっぱりこう使われんとは非常にもったいない。やっぱりこう今厳しい中でやっぱりこう、農業と畜産とか林業とかやられてるんでやっぱり補助金が手元に届くという事が非常に大事なんでいくら補助金使っても利用しづらい様な補助金じゃあ非常にいけないんで、やっぱりこう残さず足らず使ってやっぱりこう、よかったねえじゃないとやっぱりその補助金の・・・（「はい」の声あり）利用しやすいような仕組みづくりが非常に大事じゃないかと（「そのとおりです」の声あり）その通りじゃお（「質疑を」の声あり）まあ、ほんでその周知、広報とかやっぱり使いやすい補助金制度を取組むことが非常に・・・後、牛1頭に1万円というのも非常に効果が出ると思われれます。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）今の、分かりました。（「わかった、わかった」の声あり）妙に私は分からなかったが…（「いや、答弁の人は分かるき・・・」の声あり）はい、まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきます。この農家支援事業につきましては農家の関心も高いという事もありまして、特に周知が重要という認識でありましたので11月には事業の説明会の方2日ほど開催を夜間でしたが多くの方が参加していただいてこの事業の内容を確認させて頂いた経過があります。又、先だっては下津野地区の方から要望がありましてこの農家支援事業制度についてですね、詳しく話を地元の方からしてもらいたいと、要望もありましたのでそういうケースでは担当者が出向いて地区の集会所において事業の説明もしたケースもあります。併せて防災無線等でもかなり多く周知もさせて頂いておりますので、今のところ有効に活用されておるんじゃないかというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）畜産の事について質問があったかと思っておりますので、12月議会で非常に議員の皆様からのご指摘を受けて50万上限でしたので、これ、1カ月、2ヶ月分にしかないというご質問も、ご意見もお伺いしました。今回、全部をカバーすると高騰分全部をカバーするという事には至らないかとは思いますが今度は1頭いくらと言う事で予算を…コロナ交付金で先程も説明しましたが調整…各事業の調整をしながら予算を確保して1頭1万、これ1万と言いましたが1万円以内というふうに考えております。頭数ほぼ抑えておりますけれども、これ頭数が増える可能性がまだある場合もありますので一応これ1万円以内ということで、予算の範囲内という事で560万を予算計上させて頂いております。そういうことで畜産も支援していきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。（「はい、はい」の声あり）他に質問ありませんか。3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）3目、農業振興費の説明では88の花弁園芸農家経営安定支援事業という項目があってマイナス80万円ほど減額になっていますけれど今回気温が結構今、下がってますし燃料費が、暖房の燃料費が上がってます。それと外食産業等が振るわなという事で園芸の品物だとか花の方もなかなか売れづらいという状況があるんですが、先ほどこれコロナ対策であるかもしれませんが安定事業という事であればですねえ、燃料費だとか機械の新規購入とか修理とかいうのがあるわけですが、それ程見積もりと大きな差が出てくること考えられないんですけどこのマイナス80万になっている根拠というか内訳について、本当に安定支援事業に対して支援が出来なかったのはなぜかということについて、ちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさして頂きたいと思います。本事業もコロナ交付金を活用しまして、花弁園芸施設園芸の農家さんに対する苗でありますとか花卉の苗等に対する補助をする事業でありまして、補助率が購入価格の20%。上限8万円という事でこの制度を実施しております。特に本町園芸については夏から秋に栽培、収穫するケースが多いと言う事で本事業についてはその時期にぜひ活用していただきたいと言う事で園芸農家さん等へは周知はしておいたわけなんですけど、当初の予定しておる農家さんの方から上限8万という事で申請を頂いた方が9名にとどまっておりますのと、補助率が2割という、ちょっと低いと言う事がありましてこれを活用した農家さんが少ないと言う状況になっております。その辺り既に収穫も終わった時期という事もありまして一定今後新たに苗を買うという事は、本年度中は今のところ想定されないという事で減額をさせて頂くということ。実績がほぼ固まっておりますのでそれに対応しておるという事です。若干、周知不足等もあったという反省もありますけどもまた、そういう事も踏まえて別の事業の方で振替さしていただくという事にしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）別の事業で検討するという事ではありますが、その例えば補助率ですわね、今2割。2割と言われましたけれどその2割というのはそのコロナ対策かなんかでこう制限された値なんですかね。そうでなければ、やはりもっと積極的に率を上げた補助率にすべきじゃないかとわざわざその80…限度額しなくてもいいんじゃないかと思いますがけれども、その判断についてちょっと答弁求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）はい。答弁をさして頂きます。この2割の根拠と言いますのは前年と比較しまして本年度苗の価格が高騰しておると言うのが約20%程度、高騰しておると言うところで前年よりその分、農家さんが負担が生じるということで、そういう事で2割という事で設定をさせて頂いております。議員がおっしゃる通りこの補助率を高めることによってもっと活用という事があってかもしれませんが、基本的にはこのコロナ交付金の高騰対策は価格が上昇した率、肥料代等もそれが根拠になって

おりますけれども、そういう部分を補填するという基本的な考えでやっておりますのでご理解いただければと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）その件は分かりました。で、要は先ほど、一番最初に言ったように燃料費、ハウスとかですねえ、やっているところではかなりマイナスになっているわけですよ。そしたら安定事業が出来ないというか今のあれでは生産費の方が高くなって売りの値段が、購買力がなくなって低くなっているわけなんで、やはり安定化させるためにはそういった苗だけを言ってましたけれども燃料費の高騰に伴う補助をして安定をさすというのが本来の目的じゃ無かったのかと思います。その燃料費の高騰についての対応策とかいうのについてはどの様にお考えなのか説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）はい。答弁をさせていただきます。特に施設園芸農家に対しましてはJAの方にこの重油代等の高騰に対する基金制度というのがございましてJAを通じまして施設園芸農家にある一定の基金を拠出することによりまして燃料費のアップ分をJAが補填するという制度の加入を推進させていただいております。これは任意ではございますので、それにのって加入をして重油代の高騰アップを補填を受けた農家もおるかと思いますが、その辺りJAの制度を使ってですねえ、その辺りは対応しておるのが現状であります。行政の方はそれについてはちょっとJAの制度を利用しておりましたのでそれについての対応は行政の方は進められておりません。以上、それが現状であります。答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）特別に…じゃあいいですか。はい。特にあれば。3番、永野栄一君。

○3番（永野栄一君）安定事業費というのを創設するのであればそういった燃料の事だとか備品機材の購入費の補助ですねえ、ここで言ったら他のところでは農業とかなんかについてはそういう対策してるわけなんですけど、その花卉とか園芸の方では手当をしてなかったと言うことなんです。だからやはり全体を見ながらなんというか同等というか、その落差がない様な対応をやはりすべきじゃないかと思っておりますので今後、全般的に不平等がない様な対応をお願いしたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）はい。5番、白石伸一君。

○5番（白石伸一君）昨日…じゃない先日まちづくりの方、訪問したんですけど、その時にも申請者の方来られて職員の方が手とり足とり、事務手続きの事を説明されましたが、やはり普段事務とかやられたことの無い方については申請書を書くということ自体が非常に難しいことがあります。そういった面で大変いい制度つくられても実際に申請する段階で二の足を踏まれる方が大変多いと思われまして。今回のこの補正の関係でも例えばその1頭当たり1万円という補助金を出すという事ですがそれに対しても申請がいると思っておりますし、今回肥料の30%の補助金についても申請事務がいります。それがなかなかどういう風にかいたらいいいんだらうか、どういう風にしたらいいんだらうかと

いうそういうところが分かってない方が結構おられますんで、わからなければまちづくり推進課に来てほしいという様な形の周知の放送もやって頂けたらと思うんですが。いかがでしょうか。

○議長（岩本誠生君）はい。発言者、逐条ですので（「あっすみません」の声あり）中の数字的な事に対する質疑をまず（「はあ、すみません」の声あり）…その質疑を受け付けますんで、答弁を求めます。まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）はい。答弁させていただきます。農家の支援制度、様々な書類、メニューもありましてなかなか申請手続きが中々、農家さんに分かりづらいついという点もあるかと思っておりますので、現状根拠となる領収書や請求書等の資料を持ってきたいただければ受付をさして頂きましてまちづくり推進課職員のフォローと言いますか支援をしながらですね、書類づくりに協力をさして頂いておるのが現状であります。そういった形でまず、問い合わせがあったら根拠の資料とか認め印鑑を持って来てくださると、後は受付をしますと言った対応をしていますので引き続きそういう真摯な対応に努めていきたいと思っております。なお、この月末に向けまして大変申請が集中することが予想されておりますので明日、明後日、木金とですね第一会議室をちょっと終日お借りをしましてまちづくり推進課の職員の方で集中受付をしていきたいと思っておりますので、この月末に向けて集中的に申請に来るのは広い会議室の方で受付をさして頂いて、お待たせをしない様な形でまた、対応していきたいというふうに考えてます。又、それについては放送等も入れるようなことも考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）他にありませんか。農林水産業費…ないようですので次に進みます。

歳出の6款 商工費について、質疑はありませんか。商工費・・・8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）8頁の説明の下に商店街活性化事業チャレンジショップの浄化槽18人用に増やすという事ですが180万6千と出てるんですがこれ、チャレンジショップの場所というのは四季菜館やたんじゃおか。ちょっとお伺ひします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。まず人槽を増やしたのはやっぱり営業とかする場合にですね、いわゆる一般家庭と違う水量なんかありますので計算式を充てまして18人槽にしなければならないという事がありまして大きくしたものであります。場所につきましては今、あの・・・一軒は安岡のガス屋さんがあった所ですね。持ち主の方にぜひ使って下さいと、町の活性化にぜひ使ってくださいという事で了解を頂いてあそこ隣に名前を言ったら「お山の大将」という。すみませんそういった看板がかかってますけど、営業もされてないところですけどあそこ、そこの横の駐車場も今あの、ぜひ使ってくださいという事であの一面を予定をしております。その所に浄化槽を据える予定をしておりますので営業するなら繰り返しになりますけれども、水量が多くなるという事

で一般家庭とは違うという事で大きくなるという計算上ですねとなりまして、今回補正とさせていただきます。以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）チャレンジショップは浄化槽付けて2店舗がまあ、一気に出来るような感じで一1年交代か3年交代位でやる予定かお伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）一応今の予定では1年を、予定をしております。それで力試しと言いますか営業やってみて力試ししていただくとその後が大事ですのでその後、自分でやってみようというときには当然、本山町で引き続きその起業してもらおうと言う事に繋げなければというふうに考えてますので、そういった手立ても最初設立する時にそういった手立ても必要という事を考えています。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり1年チャレンジショップやって、その後こう受皿になるようなところも順番に確保というか繋げていける様にせんと。することが大事と思われませんがお伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘の通りでございます。そのように繋げていきたいという事で、空き店舗、令和5年度に空き店舗の調査等もしてですねえそういったところで卒業生というのが正しい表現かわかりませんが、そういった方が後本山町で起業していただけるというふうに繋げれる様に、そういった空き店舗の調査等も今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（岩本誠生君）いいですか。他にありませんか。

無いようでありますので次へ進みます。

歳出 9款 教育費について、質疑はありませんか。教育費…
暫時休憩します。

休 1:24:31

再 1:27:57

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続いて正会に服します。

教育費は質疑ありませんか。なしと認めます。

次に総括質疑に移ります。総括質疑のある方は挙手の上発言してください。

1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）8ページですが、先ほど同僚議員がチャレンジショップの事をありましたが、チャレンジショップは町長の肝入りの事業と思うんですが、詳しい説明あったんですが、場所も説明はあったんですが、家賃をどの様な想定をしておるのか。そういうところと次の4番の地域振興券ですが詳しい説明。実施時期はいつ頃になるのか分

っておればお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。チャレンジショップを予定しております場所。民間の建物や土地をお借りするようになりますので、若干の家賃をお支払いする様にしてしております。家賃の金額についてはちょっとこれから、商工会等々が入って頂いて、調整という事になっておりますが、のでちょっとまだ金額はしてございませんけれども、持主さんの希望では低くても構わないよと言うようなことはおっしゃっていただいておりますので低額で借りられる予定とはなっております。その下であります地域振興券事業であります既にこの12月にこの年末年始応援の振興券事業、配布事業さして頂きましてこれの利用期限が1月末となっております。今回追加の5千円を出させて頂くのに併せましてこれの使用期限をまあ、追加分を合わせまして3月の下旬にしたいと考えております。本予算が通りましたらすぐにこの事業の方に着手しまして2月の中旬位には各家庭に届くスケジュールで何とか進めていきたい。そして、まあ1カ月程度はその使用期限が確保できるようにはしたいというふうには現在、考えておるところでございます。なおこのコロナ事業3月末までに一定執行額をまあ、どればあ使ったかというのを清算する必要がございますのでちょっとその辺りもふまえて、出来るだけ使用期間は3月の下旬まで取りたいと考えておるところです。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄君。

○1番（澤田康雄君）分かりましたが、5千円という話があったんですが5千円を配るという事でしょうか。プレミアムが付かず、5千円という事でしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきます。今回の事業は12月に実施しました事業同様5千円の地域商品券これ、あの500円×10枚の綴りになりますがそれを又郵便局の方から簡易書留の方式で5千円を配布するという事業になりますのでよろしくお願いします。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に総括質疑ありませんか。ない（「8番」の声あり）・・・ありますか。8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）今回コロナ交付金の利用という事ですが、デイとか通所リハとかなんかも取り入れてと言う事でしたが今度、コロナ交付金、春位から5類にという事ですがコロナの交付金は来年なんかは減るんか、同じくらい入ってくる見通しなんか。お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）大石議員の御質問にお答えします。コロナ交付金事業については次年度の交付が受けられる状況というか情報は入っておりません。

○議長（岩本誠生君）はい。そうですね。8番、大石教政君。

○8番（大石教政君）やはり、コロナ交付金が次年度入ってこんど非常にまた財政が厳しくなると思われましてまあ、やっぱりみんなで知恵を出しおうて極端にやっぱりこう住民生活に影響がでんような取組みが非常にあの急がれるが極端にやっぱりこう今までコロナ補助金でこう病院事業なんかもこうやってきたが、やっぱりこう非常に厳しくなると思うんでやっぱりこう、そこの危機管理をもってまあ、やはりこう町で水なんかも売れるようなもんがあればこう、販売とかもして収入を上げるという事が非常に大事やないかと思われましてお伺いします。

○議長（岩本誠生君）ちょっと、それは・・・町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）はい。あのお答えします。今、現在令和5年度の当初予算の編成作業を進めておるところでございます。議員ご指摘の通り財政状況、非常に厳しくなるというのはもう、御承知の通りでございます。そういう中で職員の中でも知恵を出し合いながら創意工夫しながら予算編成にあたって参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。他に総括質疑ありませんか。無いようでありますので質疑を終結します。

これから討論を行います。討論の申し出はありませんか。

なしと認めます。

議案第4号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第10号）の採決を行います。

この表決は、起立によっておこないます。

議案第4号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第4号 令和4年度本山町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決すること決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第5号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生君）日程第8、議案第5号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）（演台にて補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。これより、質疑を許します。

質疑は、ありませんか。なしと認めます。

質疑ないようですので質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論の申し出はありませんか。

なしと認めます。

議案第5号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は、起立によって行います。

議案第5号 工事請負契約の変更についてに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立。全会一致であります。

したがって、議案第5号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

事件終了・閉会

○議長（岩本誠生君）以上をもちまして、本会に付されておりました案件は全て終了いたしました。

よって、本臨時会は以上をもって閉会をすることにいたしますが、町長から何かお言葉があれば。町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）本日は何かとご多用のところお集まりを頂きまして提出いたしました案件の適切な議決を頂き、誠にありがとうございます御座いました。さて、開会のあいさつでも触れましたが、日本付近は強い冬型の気圧配置となり、この冬一番の寒気が流れ込んでおります。しばらくの間、寒い日が続くというふうに予想されております。議員の皆様には体調に十分ご留意、ご自愛を頂きましてご活躍くださいますようご祈念をいたしまして言葉足りませんが閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）それでは、これをもって令和5年第1回本山町議会臨時会を閉会いたします。皆様方には、お疲れさまでした。

令和5年1月25日

午前10時41分 閉会